

# 住民基本台帳法が改正されます

## 住民基本台帳カード(住基カード) 外国人住民の方にも住民票が作成

## がさらに使いやすくなるとともに、されるようになります！

**住民基本台帳**：氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を世帯ごとに編成したもので、住民の方々に対するさまざまな行政サービスを提供するための事務処理の基礎となります。「住民基本台帳法」はその制度を定めた法律です。

今回、ほかの市区町村へ引っ越し(転出)した場合でも、引き続き住基カード台帳法の適用対象に加えるため、住民票の記載事項などについて必要な改正が行が、第171回国会で成立いたしました。皆さんに、その内容をご紹介します。

を利用できるよう必要な手続を定めるとともに、外国人住民の方を住民基本台帳法の一部を改正する法律(以下「改正法」)

**住民基本台帳カード**：住基カードはお住まいの市区町村で簡単に交付が受けられる、セキュリティに優れたICカードです。住基カードがあれば、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続のインターネット申請が可能になり、また、公的な身分証明書として利用できます。

### 改正法のポイント

ポイントは2つです。まず、①これまで住基カードを持つ住民がほかの市区町村へ引っ越し(転出)する場合、一度住基カードを返納し、転入先で再交付を受けていましたが、今後は転入先の市区町村でも継続して使用できるようになります。さらに、②現行の外国人登録制度の廃止に伴い、外国人住民の方も住民基本台帳制度の対象になります。

### 3年以内に制度がスタートします

改正法の施行日は、①住基カード関係の改正については、公布の日(平成21年7月15日)から3年以内の政令で定める日となります。②外国人住民関係の改正については、外国人登録法が廃止される日に、施行されます。具体的な施行日は「入管法等改正法」の公布の日から3年以内で今後政令で定められる予定です。

**入管法等改正法**：出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律。第171回国会で成立し、平成21年7月15日に公布されました(概要については11ページ参照)。

#### 外国人住民の方は

施行までの間は、住所を移した場合には、これまでどおり、新しい市区町村で必ず外国人登録(変更登録)をしてください。

施行後は日本人と同様に、転入届・転出届など住民基本台帳への住民登録を行ってください。

#### 地方自治体も準備を進めていきます

制度の移行に向け、窓口事務の見直しやシステム改修などの準備作業を進めていきます。

改正法の詳細は以下のホームページをご覧ください。  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_hourei/s\\_houritsu.html](http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_houritsu.html)

### 1 引っ越しをしても、住基カードがそのまま使えるようになります

#### どうして改正されたの？

これまでは、ほかの市区町村へ引っ越し(転出)をすると住基カードが失効し、あらためて転入先の市区町村で、交付申請の手続を行うなどの不便さがありました。また、申請の際に500円程度の交付手数料\*がかかりました。  
\*自治体により無料のところもあります。

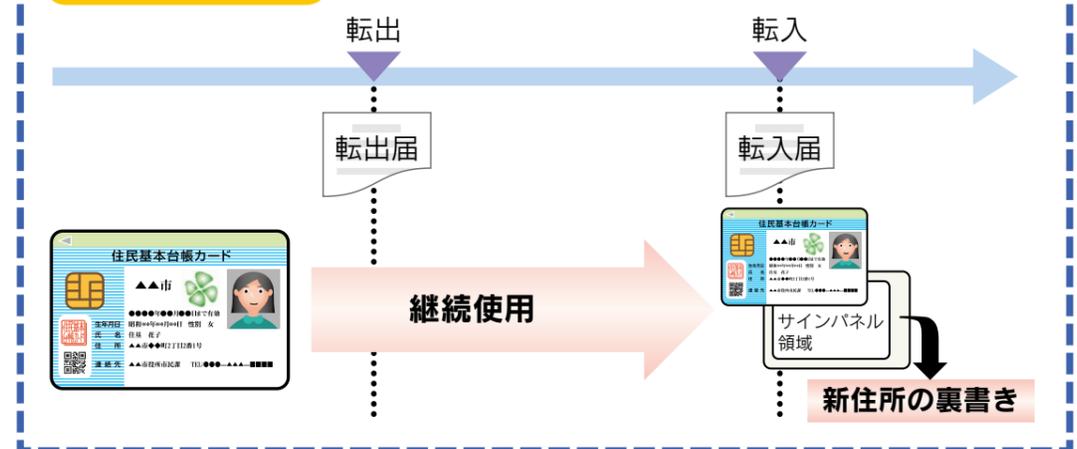


#### どのように便利になるの？

今後は、引っ越し(転出)の際に住基カードを返納する義務がなくなり、転入先の市区町村に住基カードを提出することによって、カード裏面に新住所が記載され、継続使用が可能になります。また、その際の手数料もかかりません。



#### 改正後のイメージ



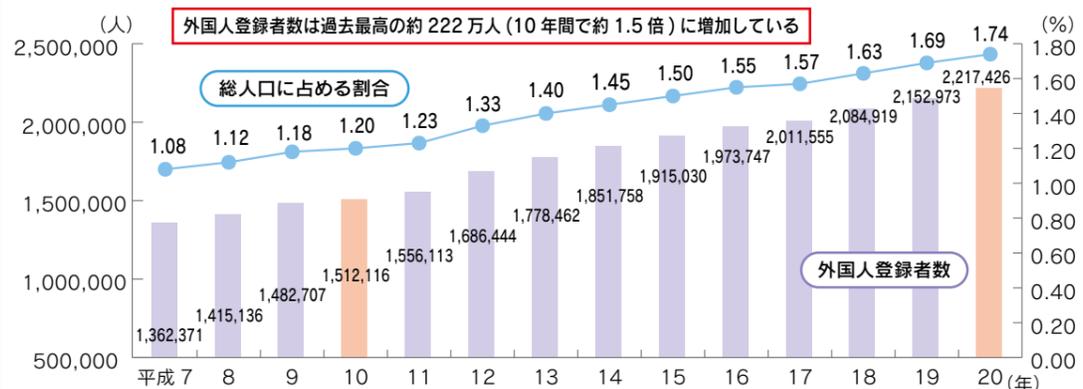
# 2 外国人住民の方も、住民基本台帳制度の対象となります

## どうして改正されたの？

我が国に入国・在留する外国人は、ここ10年間で約1.5倍に増加しています。それに伴って、在留外国人の国内移動も多く、国際結婚（夫婦の一方が外国籍である結婚）の件数も年々増加しています。

しかし、これまで外国人の方の居住関係や身分関係は、「外国人登録法」に基づいて把握されており、日本人と外国人が別々の制度で把握されているため、**外国人住民**の居住実態や世帯情報が十分に把握されておらず、行政のサービスも行き届きにくいなどの課題がありました。

■外国人登録者数の推移と我が国の総人口に占める割合



(注1)「外国人登録者数」は、各年12月末現在の統計である。  
 (注2)「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局の調査に基づく各年10月1日現在の総人口(外国人も含む)を基に算出した。  
 <法務省入国管理局の統計データに基づき作成>

**外国人登録法**：在留外国人の居住や身分などを公正に管理することを目的として、我が国に在留する外国人に対して、市区町村での外国人登録を定めた法律。入管法等改正法の施行により廃止されます。

**外国人住民**：「改正法」では、適法に3カ月を超えて在留する外国人を主な対象としています。具体的には、在留カード交付対象者や特別永住者などです。

## どのように便利になるの？

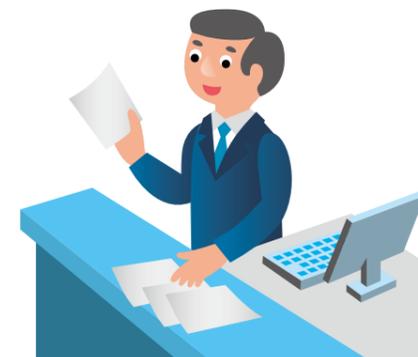
### 外国人住民の方の利便性の向上

- ①届出事項が少なくなり、届出の負担が減ります。
- ②転入届などとの連携により、国民健康保険など、各種行政サービスの**手続が簡素化**されます。
- ③日本人と外国人とで構成される**世帯の全員が記載された証明書**(住民票の写し等)が、発行できるようになります。



### 市区町村の行政事務の合理化

- ①外国人住民の**正確な居住実態や世帯情報**を記録することができます。
- ②各種行政サービスとの連携により、受付事務の**一本化**など事務が**合理化**されます。
- ③日本人と外国人とで構成される**世帯の把握が容易**になります。



### 住民基本台帳法が改正されます

**入管法等改正法②**：「外国人登録法」が廃止され、中長期に在留する外国人に対して、空港等で在留カードが交付されることとなります。在留資格の変更や在留期間の更新は、従来どおり地方入国管理局で手続を行う必要があります。

**在留カード**：法務大臣が、我が国に中長期に在留する外国人に対し、上陸許可等に在留に係る許可に伴って交付するカードです。

## 改正後のイメージ

